

第2節

SECTION 2

新防衛大綱

Defense of Japan

1 防衛計画の大綱の変遷

防衛計画の大綱

わが国の防衛力整備は、これまで、国際情勢の枠組み、自衛隊の現状、わが国周辺諸国の状況、経済財政事情などに応じて、最も適切な方法により行われてきている。「防衛計画の大綱」は、安全保障の基本方針、防衛力の意義や役割、さらには、これらに基づく、自衛隊の具体的な体制、主要装備の整備目標の水準といった今後の防衛力の基本的指針を示すものである。

この大綱については、それまでの4次にわたる防衛力の整備計画の策定、実施により、防衛力の漸進的な整備を行い、防衛力の現状が、規模的には目標とするところとほぼ同水準にあるとの観点に立った上で、今後のわが国の防衛のあり方についての指針を示すものとして、「昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱について」（51大綱）が76（昭和51）年10月に国防会議と閣議で初めて決定された。その後、冷戦の終結などの国際情勢の大きな変化、自衛隊の国際活動を含む役割に対する期待の高まりなどを踏まえて、95（平成7）年11月に「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」（07大綱）が安全保障会議と閣議で決定された。わが国は、こうした防衛計画の大綱に基づき、85（昭和60）年度以降は中期防衛力整備計画を5年ごとに策定し、現在に至るまで防衛力の整備・維持・運用などを行ってきた。

第2章

これまでの防衛計画の大綱などの変遷

1957（昭和32）年	「国防の基本方針」閣議決定
	「防衛力の整備目標について」（1次防）閣議了解
1961（昭和36）年	「第2次防衛力整備計画について」閣議決定
1966（昭和41）年	「第3次防衛力整備計画の大綱」閣議決定
1972（昭和47）年	「第4次防衛力整備5か年計画の大綱」閣議決定
1976（昭和51）年	「昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱について」閣議決定
1979（昭和54）年	「中期業務見積りについて（昭和55年～昭和59年）」発表
1982（昭和57）年	「56中期業務見積り」を国防会議に報告・了承
1985（昭和60）年	「中期防衛力整備計画について」閣議決定
1990（平成2）年	「中期防衛力整備計画（平成3年度～平成7年度）について」閣議決定
1992（平成4）年	「中期防衛力整備計画（平成3年度～平成7年度）の修正について」閣議決定
1995（平成7）年	「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」閣議決定
	「中期防衛力整備計画（平成8年度～平成12年度）について」閣議決定
1997（平成9）年	「中期防衛力整備計画（平成8年度～平成12年度）の見直しについて」閣議決定
2000（平成12）年	「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）について」閣議決定
2004（平成16）年	「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」閣議決定
	「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）について」閣議決定

1) 資料12 (p353) 参照

2) 米ソ間における平和共存と対等を謳った「基本原則」宣言などの一連の東西冷戦の緊張緩和をいう。

昨年12月に決定された「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」¹⁾（新防衛大綱）は、それまでの防衛計画の大綱に示された考え方の有効な部分は継承しつつ、その後の状況の変化を踏まえ、新たな安全保障環境に対応するために策定されたものであることから、はじめに、これまでわが国が策定してきた防衛計画の大綱のポイントについて説明する。

「昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱について」（51大綱）

51大綱の特徴は、防衛力整備の基本的な考え方として基盤的防衛力構想を取り入れるとともに、この構想の下、整備すべき防衛力の具体的な目標ないし水準を明示したことである。

51大綱は、70年代のデタント²⁾を背景として策定されたものであり、当時の国際情勢について、①全般的には、様々な国際関係の安定化の努力などにより東西間の全面的軍事衝突などが生起する可能性は少ない、②わが国周辺においては、米中ソの均衡的關係と日米安保体制の存在がわが国への本格的な侵略の防止に大きな役割を果たし続けるとの認識に立っている。

51大綱は、このような情勢が当分の間大きく変化しないという前提に立って、わが国の防衛力整備の基本的な考え方として、わが国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となってわが国周辺地域における不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有するという考え方、すなわち「基盤的防衛力構想」を採用した。

この構想に基づいて、わが国が保有すべき防衛力としては、次のような考え方とっており、わが国が置かれている戦略環境、地理的特性などを踏まえて、その具体的な規模を導き出し、別表において、各自衛隊の基幹部隊や主要装備などの枠組みを明示した。

- ① 防衛上必要な各種の機能を備えること
- ② 後方支援体制を含めてその組織及び配備において均衡のとれた態勢を保有すること
- ③ 平時において十分な警戒態勢をとり得るものであること
- ④ 限定的かつ小規模な侵略までの事態に有効に対処し得るものであること

つまり、51大綱で導入した基盤的防衛力構想は、わが国への侵略を起こさせないことに重点を置いた抑止効果を中心とした考え方であるといえることができる。

「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」（07大綱）

51大綱策定後約20年が経過し、冷戦の終結など国際情勢が大きく変化する一方、カンボジアなどにおける国連平和維持活動や阪神・淡路大震災の対応など、自衛隊の役割に対する期待が高まっていたことなどを踏まえ、07大綱が策定された。その特徴は以下のとおりである。

（1）基盤的防衛力構想の基本的踏襲

07大綱においては、ソ連の崩壊により、名実ともに冷戦が終結したことを受けて、①不透明・不確実な要素をはらみながらも国際関係の安定を図るための様々な努力が今後も継続していくこと、②わが国の安全及び周辺地域の平和と安定にとって日米安保体制が引き続き重要な役割を果たし続けるという点において、51大綱と基本的に同様の情勢認識を有していることから、これまで防衛力整備の指針として有効に機能してきた「基盤的防衛力構想」を成り立たせる前提に変わりはないと判断し、これを基本的に踏襲す

ることとしたものである。

なお、51大綱における「限定的かつ小規模な侵略については原則として独力で排除する」との表現については、限定的かつ小規模な侵略の蓋然性が特に高いというような誤解を招く向きがあったことなどに加え、後述するように、防衛力の役割の拡大などを踏まえ、わが国に対する侵略のみに焦点を当てたような表現はふさわしくないとの判断の下、削除した。

(2) 防衛力の果たすべき役割の明示及び保有すべき防衛力の内容の見直し

保有すべき防衛力の具体的な内容については、わが国周辺地域の一部における軍事力の削減や軍事態勢の変化が見られることに留意しつつ、その具体的なあり方を見直し、最も効率的で適切なものとする必要があるとしている。

また、内外諸情勢の変化や国際社会においてわが国が置かれている立場を考慮すれば、自衛隊は、主たる任務がわが国の防衛であることを基本としつつ、「大規模災害など各種の事態への対応」、「より安定した安全保障環境の構築への貢献」という分野においても、適時適切にその役割を担っていくべきとしている。

07大綱においては、以上の点を踏まえて、防衛力の規模及び機能の見直しを行い、その合理化・効率化・コンパクト化を一層進めるとともに、必要な機能の充実・防衛力の質的な向上も図ることにより、多様な事態に対して有効に対応し得る防衛力を整備し、同時に事態の推移にも円滑に対応できるよう適切な弾力性を確保し得るものとするのが適当であるとしたものである。

以上、07大綱では、防衛力整備の基本的な指針である基盤的防衛力構想は踏襲しつつ、国際情勢の変化や自衛隊の役割に対する期待の高まりなどを踏まえ、防衛力の規模や機能を見直すことに加えて、わが国が保有する防衛力を効果的に運用し、わが国の防衛のみならず、さまざまな分野において自衛隊の有する能力をより一層活用することを重視するものとなっているのが特徴である。

2 新防衛大綱の策定の背景

07大綱策定以降、わが国を取り巻く安全保障環境は、大きく変化しているとともに、情報通信技術をはじめとする科学技術の飛躍的発展がこれまでの防衛戦略に大きな変化をもたらす可能性に留意する必要がある。また、事態対処関連法制など国家としての緊急事態対処態勢が整備されるなど、わが国の平和と安全、国民の生命及び財産を守るための政府全体としての仕組みが整ってきている。

以下、新防衛大綱策定にあたって考慮した事項につき説明する。

国際情勢の変化

(1) 国際情勢全般（脅威と不安定要因の変化）

冷戦終結後既に10年以上が経過し、国家間の相互依存関係が深化・拡大しつつあり、安全保障上の問題に関する国際協調・協力の進展などにより、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は、07大綱策定時と比較しても、一層遠のいている。

他方、01年（同13）年9月の米国同時多発テロ（9.11テロ）に見られるとおり、国家間の軍事的対立だけでなく、国際テロ組織などの特定困難な非国家主体による活動が安全

保障上の重大な脅威として注目されている。

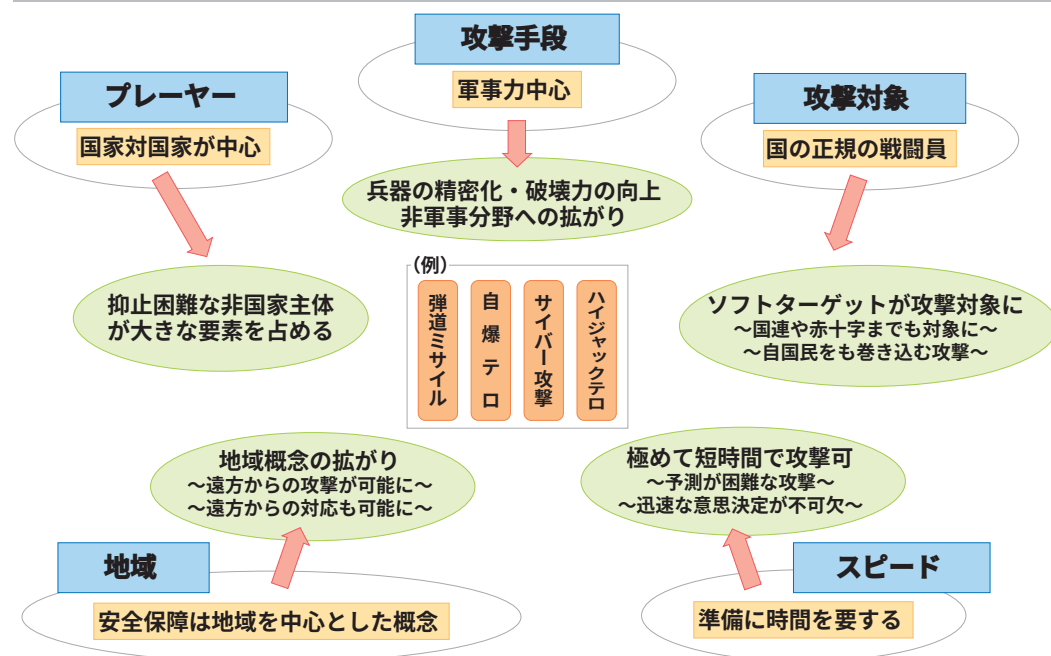
また、核・生物・化学兵器といった大量破壊兵器やその運搬手段たる弾道ミサイルなどの拡散・移転が進み、非国家主体が取得、使用するおそれも高まっている。

さらに、領土、宗教、民族問題などに起因する種々の対立が表面化あるいは先鋭化する傾向にあり、複雑で多様な地域紛争が発生している。加えて、軍事的対立に止まらず、テロ活動、海賊行為などの各種不法行為や緊急事態などが安全保障上重要な問題となっている。

これらの新たな脅威や多様な事態への対応が各国及び国際社会の差し迫った課題となっている。

このような中で、国家間紛争の防止には、従来の抑止力の維持は引き続き重要であるが、国際テロ組織のような非国家主体などは、従来の抑止の考え方が必ずしも有効に機能し得ないものとなっていることが大きな特徴である。さらに、こうした新たな脅威は国家間の相互依存関係の一層の進展やグローバル化、通信・移動手段などの急速な発達を背景に、国境を越え世界中に広がる可能性を有しており、一国のみでこのような問題を解決することが一層困難となっていることに留意する必要がある。

新しい安全保障環境の特徴



(2) 国際社会における各種協力の進展と軍事力の役割の変化

このような状況から、国際的な安全保障環境の安定を図ることは、各国にとって共通の利益となっており、各国は安全保障上の問題解決のため、軍事力を含む各種の手段を活用し、諸施策の連携と国際的な協調の下、幅広い努力を行っている。

このような安全保障環境の安定化に向けた動きの中で軍事力の役割は多様化しており、武力紛争の抑止・対処といった従来からの役割に加え、紛争の予防から復興支援まで安全保障環境の安定化のために、積極的に活用されるに至っている。

こうした中、唯一の超大国となった米国はその圧倒的な軍事力などの国力を背景として、テロとの闘いや大量破壊兵器などの拡散といった問題への対応のため、国際協調を

考慮しつつ、世界規模で各種活動を行っており、これらの活動によっては、従来の同盟関係とは異なる有志連合（Coalition）という国際的な協力の枠組みが機能する例が見られる。

(3) わが国周辺地域の情勢

わが国周辺地域においては、二国間及び多国間の連携・協力関係の強化が図られてきている。また、わが国のこれまでの着実な防衛努力、わが国の安全及びわが国周辺地域の平和と安定のために日米安保体制の果たす役割、さらには07大綱策定後のわが国周辺地域の軍備動向などの状況を考慮すれば、わが国に対する本格的な侵略事態¹⁾が生起する可能性は低下している。

他方、わが国周辺地域は民族、宗教、政治体制、経済力などが多様性を有するとともに、複数の主要国が存在し、利害が錯綜する複雑な構造を有し、統一、領土問題や海洋権益をめぐる問題も存在している。また、この地域の多くの国々では、軍事力の拡充・近代化が行われてきている。このような中で、特に、北朝鮮は大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発、配備などを行うとともに、大規模な特殊部隊など非対称な軍事力を維持強化し、わが国を含む地域の平和と安定に重大な影響を与える事態も生起させている。さらに、この地域の安全保障に大きな影響力を有する中国は、政治的・経済的にもこの地域の大国として着実に成長し続けており、軍事面でも、近年、核・ミサイル戦力や海・空軍力の近代化を推進するとともに、海洋における活動範囲の拡大などを図っており、このような動向については今後も注目していく必要がある。

1) 本格的な侵略事態とは大規模な航空侵攻、大がかりなわが国への着上陸侵攻など、わが国の国家としての存立を脅かすような事態をいう。

わが国周辺の情勢



科学技術の飛躍的發展

情報通信技術をはじめとする科学技術の進歩は著しく、軍事力の高度のネットワーク化と統合化、無人航空機（UAV）や偵察衛星などによる情報優越の追求、精密誘導兵器の進化、ミサイル防衛技術も進歩している。こうした科学技術の進歩は、単に戦闘力の飛躍的な向上をもたらしつつあるのみならず、より根本的に軍事力の変革をもたらし、旧来の考え方が通用しない状況も現れつつある。今後こうした傾向はますます加速する可能性があり、その場合には各国の防衛戦略にも大きな影響を与えるとともに、装備体系や作戦構想などの見直しを迫るものとなる。

自衛隊の活動の拡大とわが国の緊急事態対処態勢の整備

不審船事案、原子力事故や新潟県中越地震などの自然災害への対応など、各種不法行為や緊急事態への対応、さらには国際的な活動においても、国連平和維持活動のみならず、国際的なテロリズムの防止と根絶に向けた国際社会の取組みへの協力、イラク国家再建に向けた取組への協力など、自衛隊の活動は多様化し、拡大している。また、こうした各種事態の対応などを通じて、警察機関などの関係機関や地域との連携が強化されてきている。

わが国の特性

わが国は、ユーラシア大陸の大国と近接しており、ユーラシア大陸東北部から太平洋への海上交通路の出口を扼する戦略上の要衝に位置している。また、細長い弧状の列島で、長大な海岸線と本土から遠く離れた多くの島嶼を有しており、このような中で、狭隘な国土に多数の人口を抱えると同時に、特に都市部に産業・人口が集中し、経済の発展に不可欠である重要施設が沿岸部に多数存在するなど、地勢面において安全保障上、特に配慮すべき脆弱性を抱えている。また、地形、地質、気象などの自然的条件から、世界的に見ても、地震、台風、火山噴火などによる災害が発生しやすい特性を有している。

さらに、市場主義、自由貿易体制などの経済システムに基盤を置くわが国の持続的な社会経済及び国民生活の安定、発展のためには、国際的な安全保障環境の安定が不可欠である。とりわけ、わが国は、社会経済と国民生活に不可欠の原油の9割近くを中東に依存するなど自国の生存に不可欠な物資の多くを海外に依存するとともに、そのほとんどを海上輸送に依存していることから、海上交通の安全確保及び海洋の安定的利用はわが国にとって極めて重要である。

3 新防衛大綱策定の経緯

以上のようなわが国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、昨年12月に新防衛大綱が策定されるに至ったが、それまでには様々な場において各種の検討が行われた。以下、その経緯について紹介する。

防衛庁内での検討（「防衛力の在り方検討会議」（01（平成13）年9月～04（同16）年12月）

前述したとおり、国際情勢の変化や科学技術の飛躍的發展といったわが国を取り巻く安全保障環境の変化があったことなどを踏まえ、01（同13）年9月、防衛庁長官の下に

「防衛力の在り方検討会議」を設置し、今後の防衛力のあり方に関連する事項について、幅広い観点から検討した。

この中で、特に、安全保障環境認識、新たな防衛力の役割や防衛構想の考え方、統合運用の必要性、各自衛隊の体制の基本的な考え方などに関する検討内容は、新防衛大綱及び新中期防¹⁾を策定する上で、重要な役割を果たした。

防衛力の見直しの方向性の明示（03（平成15）年12月）

防衛庁内における検討も踏まえて、03（同15）年12月19日に「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」²⁾が安全保障会議と閣議において決定され、新たな安全保障環境を踏まえた防衛力の見直しの方向性が示された。

この閣議決定の「我が国の防衛力の見直し」において、今後の防衛力については、新たな脅威や多様な事態³⁾に対して、その特性に応じて、実効的に対応するとともに、わが国を含む国際社会の平和と安定のための活動に主体的・積極的に取り組み得るよう、防衛力全般に関して見直しを行う必要があるとしている。その際、新たな脅威や多様な事態に実効的に対処し得るなどの必要な体制を整備するとともに、本格的な侵略事態にも配慮しつつ、従来の整備構想や装備体系について抜本的な見直しを行い適切に規模の縮小などを図ることとし、これらにより新たな安全保障環境に実効的に対応できる防衛力を構築するとしている。

さらに、この閣議決定では、このような「我が国の防衛力の見直し」の示す方向性に基づき、政府部内の検討を行い、平成16年中に07大綱に代わる新たな防衛計画の大綱を策定することとされた。

「安全保障と防衛力に関する懇談会」における検討（04（平成16）年4月～10月）

昨年4月には、今後のわが国の安全保障と防衛力のあり方に関する政府全体としての取組について、幅広い観点から総合的な検討を行うため、小泉内閣総理大臣の下に安全保障、経済などの分野の有識者から意見を聴取することを目的とした「安全保障と防衛力に関する懇談会」⁴⁾（座長：荒木浩 東京電力顧問）が設置された。

同懇談会は、13回開催され、同年10月、報告書を小泉総理に提出した。

当該報告書では、新たな安全保障環境について、テロリストのような非国家主体の登場など主体・態様ともに複雑で多様な脅威に対処しなければならないとの認識を示し、その中で、日本の安全を確保するため、二つの目標（①日本の防衛、②国際的安全保障環境の改善による脅威の予防）を達成するため、三つのアプローチ（①日本自身の努力、②同盟国との協力、③国際社会との協力）を適切に組み合わせて統合的に実行する必要があるという統合的安全保障戦略の考え方を示している。

また、その実践に当たっては、総理のリーダーシップの下、安全保障会議を活用するなど、安全保障についての意思決定の中核的機能を整備するとともに、関係省庁の力を結集し、地方自治体や国民の協力を得て、国の総力をあげて施策の実施に取り組むなど、あらゆる面で統合性を確保することが必要であるとしている。

その上で、今後の防衛力については、統合的安全保障戦略を実践するため、少子化や厳しい財政事情などの制約も踏まえ、情報機能を強化するとともに、教育・訓練・整備計画などを改革し、防衛力を弾力的に運用することによって多様な機能（テロ対処、弾

1) 「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）について」。本章3節（p108）参照

2) 資料35（p384）参照

3) この閣議決定において、「大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態」と定義されている。

4) 「安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書
<<http://www.kantei.go.jp/singi/ampoboue/dai13/13siryu.pdf>>

道ミサイル対処、国際協力など）を発揮できる「多機能弾力的防衛力」を追求すべきとしている。

これに加え、報告書では、統合的安全保障戦略を実現するための政策課題、防衛力のあり方について数多くの提言が盛り込まれており、新たな防衛計画の大綱に関しては、統合的安全保障戦略を進めるために国全体としてとるべき政策、その中で防衛力が果たすべき役割、自衛隊の保有すべき機能と体制を盛り込むべきとされた。

新防衛大綱における安全保障の基本方針、新たな防衛力の考え方は、こうした懇談会の提言の趣旨を反映させたものとなっている。

安全保障会議などにおける検討（04（平成16）年10月～12月）

前述の閣議決定「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」や「安全保障と防衛力に関する懇談会」の報告も踏まえ、今後の防衛力のあり方を検討するため、昨年10月から安全保障会議が開催された。同会議は、6回開催され、今後の防衛力のあり方について幅広い観点から総合的に審議を行った上、昨年12月10日に新防衛大綱が安全保障会議と閣議において決定された。

新防衛大綱策定の経緯

- 平成7年11月28日
「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」安全保障会議・閣議決定
「将来情勢に重要な変化が生じ、防衛力の在り方の見直しが必要となると予想される場合には、その時の情勢に照らして、新たに検討するものとする。」
- 平成12年12月15日
「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）について」安全保障会議・閣議決定
「将来にわたって的確に防衛力整備を進めていくため、将来の防衛力の在り方や防衛力整備の進め方について検討を行う。」
- 平成13年9月11日
米国同時多発テロ
- 平成13年9月21日
防衛庁に「防衛力の在り方検討会議」設置
- 平成15年12月19日
「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」安全保障会議・閣議決定
- 平成16年4月27日
小泉総理の私的懇談会として「安全保障と防衛力に関する懇談会」設置（合計13回審議）
- 平成16年10月4日
「安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書
- 平成16年10月21日
安全保障会議における審議開始（合計6回審議）
- 平成16年12月10日
「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」安全保障会議・閣議決定

4 新防衛大綱の基本的な考え方

新防衛大綱においては、安全保障環境の変化を踏まえ、新たに安全保障の基本的な考え方を明示するとともに、従来の防衛力整備の基本的な考え方である基盤的防衛力構想を見直して、新たな防衛力の考え方を示していることが大きな特徴となっている。

安全保障の基本的な考え方を明示（2つの目標、3つのアプローチ）

わが国の安全保障の目的は、わが国の平和・独立及び領土が守られ、自由と民主主義を基調とする国家体制が維持され、国民の生命、財産などが保護されることである。すなわち、新たな安全保障環境の下、わが国として、新たな脅威や多様な事態¹⁾を含む安全保障上の問題に的確に対応し、危機に強く、国民が安全に安心して暮らせる国家を実現する必要がある。

¹⁾ 新防衛大綱において「大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態」と定義されている。

また、国際社会における協調・協力を重視する動きが定着していることや国際社会におけるわが国の立場にふさわしい役割を果たして国際社会から信頼される国家を実現することも踏まえ、わが国の平和と独立の前提となる国際社会の平和と安定のため、わが国として主体的・積極的に取り組む必要がある。

その際、今日の安全保障上の問題が予測困難で複雑かつ多様であるため、政府として、日米安保体制を基調とする米国との協力、関係諸国や国連をはじめとする国際機関などとの協力を図りつつ、平素からの外交努力の推進や防衛力の効果的な運用に加え、警察、経済、情報などの安全保障関連諸施策の有機的な連携による迅速かつ的確な対応を行うことが重要である。

こうした認識に立って、新防衛大綱は、わが国の平和と安全を確保するため、「我が国の安全保障の基本方針」を明らかにし、この中では、

- ① わが国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに、その被害を最小化すること
 - ② 国際的な安全保障環境を改善し、わが国に脅威が及ばないようにすること
- の2つを安全保障の目標として掲げている。

また、わが国は国際の平和と安全の維持に係る国際連合の活動を支持し、諸外国との良好な協調関係を確立するなどの外交努力を推進するとともに、日米安保体制を基調とする米国との緊密な関係を一層充実させ、内政の安定により安全保障基盤の確立を図り、効率的な防衛力を整備するなど、①わが国自身の努力、②同盟国との協力、③国際社会との協力という3つのアプローチを統合的に組み合わせることにより、これらの2つ目標を達成することとしている。

2つの目標と3つのアプローチとの関係

○わが国の安全保障の2つの目標

- 1 わが国に直接脅威が及ぶことを防止・排除すること
- 2 国際安全保障環境を改善し、わが国に脅威が及ばないようにすること

○目標達成の3つのアプローチ

1 わが国自身の努力

2 同盟国との協力

3 国際社会との協力

統合的な組み合わせ

目標達成

2) 本章本節1 (p84) 参照

また、日本国憲法の下、防衛の基本方針（専守防衛、軍事大国とならない、文民統制、非核三原則、節度ある防衛力の整備）は堅持するとしている。

さらに、核兵器の脅威には米国の核抑止力に依存すると同時に核軍縮・不拡散の取組、大量破壊兵器やミサイルなどの軍縮及び拡散防止のための国際的取組にも積極的な役割を果たすこととしている。

新たな防衛力の考え方を明示（「抑止効果」重視から「対処能力」を重視した防衛力への転換）

（1）基盤的防衛力構想の見直し

07大綱では基本的に踏襲することとされた基盤的防衛力構想²⁾については、わが国の安全保障環境を取り巻く変化を踏まえ、以下の2つの理由により、見直した。

ア 事態への実効的な対応

基盤的防衛力構想は、適切な規模の防衛力を保有することにより、日米安保体制とあいまって、侵略を未然に防止するという、いわば防衛力が存在することによる抑止効果を重視したものであった。しかしながら、新たな脅威や多様な事態は、予測困難で突発的に発生する可能性があるため、従来のように防衛力が存在することによる抑止効果が必ずしも有効に機能しないものになっている。このような状況において、わが国の平和と安全を確保するためには、こうした脅威の顕在化を未然に防止するとともに、脅威が顕在化し、これに起因して生じた事態を速やかに排除し、又はその事態が拡大することを防止することが必要不可欠である。

このため、今後の防衛力は、即応性や機動性を更に向上させ、各種事態に有効に対処し、被害を極小化することが強く求められている。

イ 国際平和協力活動への主体的・積極的な取組

基盤的防衛力構想は、不透明・不確実な要素をはらみながらも国際関係の安定化を図るための努力が継続されていくという国際情勢認識を前提としつつ、自らが力の空白となってわが国周辺地域における不安定要因とならないという考え方に基づくものである。他方、現在の国際社会においては、平和と安定に向けた多国間及び二国間の協力を推進する動きが定着するなど、これまで以上に国家間の相互協力・相互依存関係が進展している。また、新たな脅威や多様な事態といった今日の安全保障問題は一国のみでの解決が益々困難であるとともに、国際社会の平和と安定がわが国の平和と安定に密接に結びついていると認識されている。

こうした相互依存関係が進展している状況の下では、わが国の安全保障を確固たるものとするためには、国際社会の平和と安定が不可欠であり、国際安全保障環境の改善のために国際社会が協力して行う活動（国際平和協力活動³⁾）について、防衛力をもって主体的・積極的に取り組む必要がある。

このため、自らが力の空白となってわが国周辺地域における不安定要因とならないというわが国の防衛を中心とした基盤的防衛力構想の考え方のみに基づいてこうした防衛力を構築することは困難となった。

（2）新たな防衛力の考え方（「多機能で弾力的な実効性のある防衛力」）

新防衛大綱は、今後の防衛力は、新たな安全保障環境の下、「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承しつつ（わが国の防衛力は、わが国に対する軍事的脅威に直接対抗するものではないこと、わが国への侵略を未然に防止するため、引き続き、周辺諸国の軍備

3) 4章1節 (p216) 参照

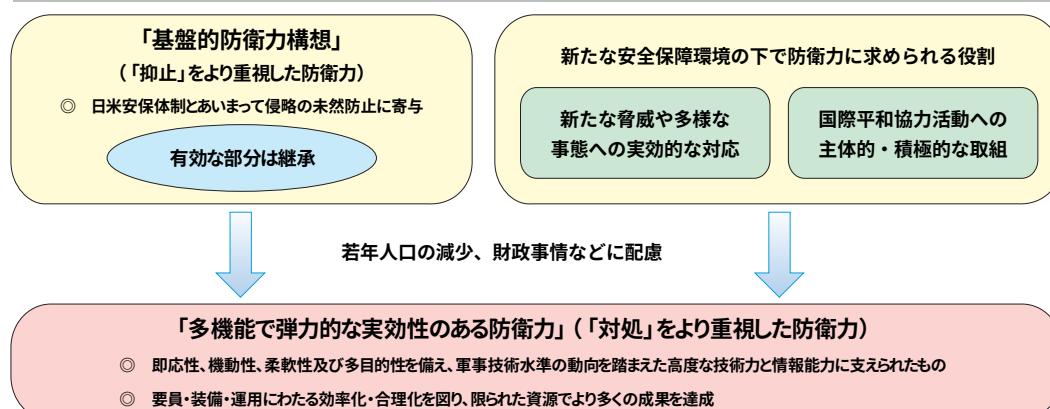
の動向といったわが国が置かれている戦略環境や地理的特性などを踏まえた防衛力を保持するという点は引き続き有効であると考えられる。)、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応し得るものとするとともに、国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組み得るものとしている。

また、こうした防衛力の果たすべき役割が多様化する一方、今後の防衛力を考える場合には、少子化による若年人口の減少、格段に厳しさを増す財政事情などに配慮する必要があるとしている。

このような点を踏まえて、今後の防衛力については、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度の技術力と情報能力に支えられたものとし、部隊や装備などに多様な機能を持たせて、弾力的な運用を行い、これによって、様々な事態に実効的に対応する「多機能で弾力的な実効性のある防衛力」とする必要がある。その際、規模の拡大に依存することなくこれを実現するため、要員・装備・運用にわたる効率化・合理化を図り、限られた資源でより多くの成果を達成することが必要であるとしている。

このように、従来の抑止効果をより重視する防衛力からの転換を図り、国内外の様々な事態への「対処能力」を重視した防衛力を構築することが必要である。

多機能で弾力的な実効性のある防衛力



5 新防衛大綱の内容

わが国の安全保障の基本方針

(1) 基本方針

前述したとおり、新防衛大綱は、防衛力のあり方のみならず、その前提となるわが国の安全保障の基本方針を明らかにしており、わが国に脅威が及ぶことを防止・排除することと、国際的な安全保障環境を改善してわが国に脅威が及ばないようにすることの二つを安全保障の目標として掲げ、わが国自身の努力、同盟国との協力及び国際社会との協力という三つのアプローチを統合的に組み合わせることにより、これらの目標を達成することとしている。

(2) わが国自身の努力

新防衛大綱においては、わが国自身の努力として、安全保障政策において、根幹となるのは自らが行う努力であるとの認識の下、国として総力をあげた取組により、わが国に直接脅威が及ぶことを防止すべく最大限努めるとしている。また、わが国に脅威が及

んだ場合には、政府として迅速的確に意思決定を行い、関係機関が適切に連携し、政府が一体となって統合的に対応することとしている。このことは、国と国民の安全を確保するためには、自衛隊、警察、海上保安庁など関係機関の能力を結集して、国として全力を傾注することが重要であるとの認識を明確にしたものである。さらに、各種の緊急事態における国民の保護のための体制を整えるとともに、国と地方公共団体が相互に緊密に連携し、万全の態勢を整えるとしている。

同時に、わが国自身の努力として国際的な安全保障環境の改善によって脅威を防止するため、外交活動を主体的に実施することも明記している。

また、安全保障の最終的な担保であるわが国の防衛力については、前述したとおり、多機能で弾力的な実効性のあるものとし、その実現にあたっては、効率化・合理化を図る必要があるとしている。

(3) 日米安全保障体制

新防衛大綱においては、日米安保体制はわが国の安全確保にとって必要不可欠なものであり、また、米国の軍事的プレゼンスは、アジア太平洋地域の平和と安定を維持するために不可欠であること、さらには、テロとの闘いなど日米間でグローバルな課題における協力が進んでいることを踏まえ、日米両国の緊密な協力関係は新たな脅威や多様な事態の予防や対応のための国際的取組を効果的に進める上でも重要な役割を果たしているとの認識を示している。

日米安保体制については、日米安全保障条約という約束があれば、それだけで機能するわけではなく、これを実効的なものとするため、平素から不断の努力が欠かせない。特に、今日では、新たな国際環境を踏まえた米国の軍事態勢見直しにわが国としてどう対応するかが大きな課題となっており、これについては、わが国自らの安全保障の問題として真剣に対応していくことが求められている。

こうした観点から、新防衛大綱においては、新たな安全保障環境とその下における戦略目標に関する日米の認識の共通性を高めつつ、日米の役割分担や軍事態勢などの安全保障全般に関する米国との戦略的な対話に主体的に取り組むとしている。また、この際、米軍の抑止力を維持しつつ、在日米軍施設・区域に係る過重な負担軽減に留意することを明示している。

わが国としては、新防衛大綱において明確にしたわが国の安全保障及び防衛力のあり方に基づき、こうした米国との戦略的な対話に主体的に取り組んでいくこととしている¹⁾。

新防衛大綱では、以上の点に加えて、情報交換、各種運用協力、弾道ミサイル防衛(BMD)に関する協力などの施策を積極的に推進することを通じ、日米安保体制を強化していくとしている。

(4) 国際社会との協力

国際社会との協力として、国際的な安全保障環境を改善し、わが国の安全と繁栄に資するため、政府開発援助(ODA)の戦略的な活用を含め外交活動を積極的に推進としている。また、地域紛争、大量破壊兵器などの拡散や国際テロなど国際社会の平和と安定が脅かされるような状況は、わが国の平和と安全の確保に密接にかかわる問題であるとの認識の下、国際平和協力活動を外交と一体のものとして主体的・積極的に行うとしている。

これに加え、特に、中東から東アジアにいたる地域の安定はわが国にとって極めて重要であり、関係各国と共通の安全保障上の課題に対する協力を推進し、この地域の安定

1) 本年2月の「2+2」などの日米間の協議内容については、本章5節3(p142)参照

に努めること、国連改革にわが国としても積極的に取り組むこと、アジア太平洋地域におけるASEAN（アセアン）地域フォーラム（ARF）などの安全保障に関する多国間の枠組の努力を推進することとしている。

防衛力のあり方

(1) 防衛力の役割

新防衛大綱においては、新たな安全保障環境を踏まえて、「新たな脅威や多様な事態への実効的な対応」、「国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組」、さらには防衛力の本来の役割である「本格的な侵略事態への備え」を防衛力の役割としており、それぞれの分野において実効的にその役割を果たし得るものとし、このために必要な自衛隊の体制を効率的な形で保持するものとしている。

なお、07大綱においては、わが国の防衛力の役割を果たすための基幹部隊として、「我が国が保有すべき防衛力の内容」の項目で、各自衛隊の体制の維持を明記している。しかしながら、新たな安全保障環境においては、様々な事態の特性などに応じて実効的に対応できる防衛力を構築することが求められており、また、新たな自衛隊の体制は、各自衛隊ごとに別個に導かれるというよりは、統合運用を基本とした事態対応から導き出されるものであるとの考え方にに基づき、国内外に、自衛隊



ヘリボン訓練を行う隊員

の目指すべき方向をより分かり易く示すため、新防衛大綱では、「防衛力の役割」の項目において、事態ごとにその果たすべき役割・対応や自衛隊の体制の考え方などを包括的に明示している。

ア 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応

新防衛大綱においては、新たな脅威や多様な事態のうち、弾道ミサイルによる攻撃への対応、ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応、島嶼部に対する侵略への対応、周辺海空域の警戒監視及び領空侵犯対処や武装工作船などへの対応、大規模・特殊災害などへの対応を主なものとして明記している。この中には、テロ攻撃や武装工作員の侵入、外国潜水艦によるわが国領海での潜没航行なども含まれる。また、サイバー攻撃や在外邦人などの輸送の実施なども、新たな脅威や多様な事態への対応の一部として考えられる。

こうした新たな脅威や多様な事態は、予測困難で突発的に発生する可能性があるため、新防衛大綱においては、事態の特性に応じた即応性や高い機動性を備えた部隊などをその特性やわが国の地理的特性に応じて編成・配置することにより、これらに実効的に対応することとしている。また、事態が発生した場合には、迅速かつ適切に行動し、警察、海上保安庁などの関係機関との間では状況と役割分担に応じて円滑かつ緊密に協力し、事態に対する切れ目のない対応に努めることとしている。

(ア) 弾道ミサイル攻撃への対応²⁾

弾道ミサイル攻撃に対しては、03（平成15）年12月に導入を決定したBMDシステムの整備に着手しており、当該システムの整備を含め、今後、法制面、運用面、日米間の協力など所要の体制を確立し、実効的に対応することとしている。

2) 3章1節1（p147）参照

3) 3章1節1 (p151) 参照

このうち、法制面の整備については、本年の通常国会において自衛隊法を改正し、弾道ミサイル対処に関する法的整備を行った³⁾。

4) 3章1節2 (p158) 参照

また、わが国に対する核兵器の脅威については、米国の核抑止力とあいまって、BMDに関する取組により適切に対応することとしている。

(イ) ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応⁴⁾

ゲリラや特殊部隊による攻撃はいつどこで生起するかその予測が困難であり、また事態が発生した場合は迅速に対処してその拡大防止を図ることが必要である。このため、部隊の即応性を高め、併せて機動性の向上を図り、ゲリラや特殊部隊に対して迅速に部隊を集中して対処するなど、状況に応じて柔軟に対応するものとし、事態に実効的に対応し得る能力を備えた体制を保持することとしている。

5) 3章1節3 (p163) 参照

(ウ) 島嶼部に対する侵略への対応⁵⁾

わが国は多くの島嶼を有しており、このような地理的特性から、わが国に対する武力攻撃の形態の1つとして島嶼部に対する侵略が想定される。

こうした侵略に対しては、部隊を機動的に海上・航空輸送し、展開させ、精密誘導攻撃などによる実効的な対処能力を備えた体制を保持することが必要である。

6) 3章1節4 (p164) 参照

(エ) 周辺海空域の警戒監視及び領空侵犯対処や武装工作船などへの対応⁶⁾

新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するには、早期にその兆候を把握することが、その未然防止や事態発生時の拡大を防ぐために極めて重要である。このため、周辺海空域における常統的な警戒監視は引き続き自衛隊の重要な役割であり、そのための艦艇や航空機などによる体制を保持することとしている。

また、領空侵犯に対して即時適切な措置を講ずるものとし、そのために必要な戦闘機部隊の体制を保持する。更に、北朝鮮の武装工作船事案や中国原子力潜水艦によるわが国の領海内潜没航行事案を踏まえ、周辺海域における武装工作船、領海内で潜没航行する外国潜水艦などに適切に対処することとしている。

7) 3章1節5 (p172) 参照

(オ) 大規模・特殊災害などへの対応⁷⁾

わが国は、地形、地質、気象などの自然的条件から、世界的に見ても、地震、台風、

火山噴火による災害が発生しやすい特性を有している。また、原子力災害やテロによる災害など特殊な災害が発生した場合には、自衛隊の能力を活用して対応することが必要な場合もある。

こうした状況において、国民の安全を確保することは極めて重要な役割であり、大規模・特殊災害など人命又は財産の保護を必要とする各種事態に対しては、国内のどの地域においても災害救援を実施し得る部隊や専門能力を備えた体制を保持することとしている。

イ 本格的な侵略事態への備え⁸⁾

わが国に対する本格的な侵略事態が生起する可能性は低下する一方、新たな脅威や多様な事態への

8) 3章2節 (p188) 参照

の実効的な対応、国際的な安全保障環境を改善するための主体的・積極的な取組が新たな防衛力に求められている。

こうした安全保障環境を踏まえ、新防衛大綱においては、いわゆる冷戦型の対機甲戦、



訓練を行う戦闘機 (F-2)

対潜戦、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、本格的な侵略事態に備えた装備・要員について抜本的な見直しを行い、縮減を図ることとした。

同時に、防衛力の本来の役割が本格的な侵略事態への対処であり、また、その整備が短期間になし得ないことにかんがみ、本格的な侵略事態に対処するための最も基盤的な部分を確保することとしている。

ウ 国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組⁹⁾

9) 4章 (p216) 参照

(ア) 国際平和協力活動への主体的・積極的な取組

新防衛大綱においては、国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組むこととしたことが大きな特徴の一つである。

07大綱では、「より安定した安全保障環境の構築への貢献」が防衛力の役割とされ、国連平和維持活動に加え、テロとの闘いといった国際的なテロリズムの防止と根絶に向けた国際社会の取組への協力、イラク国家再建に向けた取組への協力、拡散に対する安全保障構想（PSI）などの大量破壊兵器の拡散防止のための取組などといった国際平和協力活動に取り組んできた。

新防衛大綱の下では、こうした国際平和協力活動については、地域紛争、大量破壊兵器などの拡散や国際テロなど国際社会の平和と安定が脅かされるような状況は、わが国の平和と安全の確保に密接に関わるとの認識の下、「貢献」という位置付けではなく、わが国の平和と安全をより確固たるものとするを目的として、主体的・積極的に取り組むこととしている。

なお、国際平和協力活動は、その活動の範囲は非常に幅広いものであり、自衛隊のみならず、文民の活動などの諸施策を通じ、外交と一体のものとして政府全体として統合的に取り組む必要がある。こうした政府全体の取組の中で、自衛隊は自己完結性、組織力などの能力を生かして国際平和協力活動に適切に取り組むこととなり、そのため、教育訓練体制、所要の部隊の待機態勢、輸送能力などを整備し、迅速に部隊を派遣し、継続的に活動するための各種基盤を確立することとしている。

具体的には、必要な教育を平素から行い、国際平和協力活動の際に基幹となる要員の育成、各部隊で実施する訓練の支援、国際平和協力活動に係る教訓などの研究などを行う国際活動教育隊（仮称）を陸上自衛隊（陸自）の中央即応集団（仮称）隷下に新編するとともに、ローテーションによる派遣部隊の待機態勢の大幅な拡充を図るほか、国際平和協力活動をより効果的に行い得るためにも、引き続き長距離輸送能力を有する航空機などの装備品を整備する。

また、新防衛大綱においては、国際平和協力活動に適切に取り組むため、自衛隊の任務における同活動の適切な位置付けを含め所要の体制を整えるとしている。こうした点を踏まえ、防衛庁として、同活動の本来任務化など態勢の充実・強化に積極的に取り組んでいく考えである。

(イ) 安全保障対話・防衛交流の推進など

各種の二国間・多国間訓練を含む安全保障対話・防衛交流については、安全保障環境



最新鋭補給艦「ましゅう」型2番艦「おうみ」

10) 本章4節 (p123) 参照

の変化、さらには、わが国の国際平和協力活動の効果的な実施に資するという点も踏まえつつ、引き続き、推進していく必要がある。これに加え、国連を含む国際機関などが行う軍備管理・軍縮分野の諸活動について協力を引き続き実施するなど、国際社会の平和と安定に資する活動を積極的に推進することが必要である。

(2) 防衛力の基本的な事項

上記のような「新たな脅威や多様な事態への実効的な対応」、「本格的な侵略事態への備え」、「国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組」という役割を防衛力が果たすためには、新たな安全保障環境にかんがみると、特に、「統合運用の強化」、「情報機能の強化」、「科学技術の発展への対応」、「人的資源の効果的な活用」といった施策の推進なくしては実現が困難であり、新防衛大綱において、これらを「防衛力の基本的な事項」としている。

ア 統合運用の強化¹⁰⁾

新たな安全保障環境の下、新たな脅威や多様な事態に速やかに対応し、自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するためには、当初から各自衛隊を一体的、有機的に運用する統合運用体制を強化することが必要である。

こうした統合運用体制へ移行するため、自衛隊の運用に関する長官の補佐機構として統合幕僚監部を新設するとともに、教育訓練、情報通信などの各分野において統合運用基盤を確立することとしている。その際、統合運用の強化に併せて、既存の組織などを見直し、効率化を図るとしている。

イ 情報機能の強化

新たな脅威や多様な事態への実効的な対応や国際平和協力活動の主体的・積極的な取組などの多機能で弾力的な実効性のある防衛力を機能させるためには、各種事態の兆候を早期に察知するとともに、迅速・的確な情報集約・共有など、高度な情報能力の保有とその十分な活用が不可欠である。

このように、情報能力は、単なる支援的要素ではなく、防衛体制の基本の一つとして位置付けることが適当である。このため、安全保障環境や技術動向などを踏まえた高度で多様な情報収集能力や、総合的な情報分析・評価能力などの強化を図るとともに、当該能力を支える情報本部をはじめとする情報部門の体制を充実することにより、高度な情報能力を構築することとしている。

ウ 科学技術の発展への対応

多機能で弾力的な実効性のある防衛力は、軍事技術水準の動向を踏まえた高度の技術力に支えられたものであることが必要であり、情報・科学技術の進歩に伴う各種技術革新の成果をわが国の防衛力に的確に反映させることが必要である。

特に、情報通信技術の進展により、いわゆる「戦場の霧」を晴らし、効果的な攻撃・防御を行って戦闘上の優位を占めることが可能となっており、内外の優れた情報通信技術に対応し、先に述べた統合運用の推進に不可欠となる確実な指揮命令と迅速な情報共有を進めるとともに、運用及び体制の効率化を図るため、高度な指揮通信システムや情報通信ネットワークを構築することとしている。

エ 人的資源の効果的な活用

限られた人的資源でより多くの成果を達成するためには、自衛隊の任務の多様化・国際化、装備の高度化などに対応し得るよう、質の高い人材の確保・育成を図り、必要な教育訓練を実施する必要がある。

また、安全保障問題に関する研究・教育を推進するとともに、その人的基盤を強化するとしており、新中期防において、防衛庁のシンクタンクである防衛研究所の安全保障政策に係る研究・教育機能の充実を図ることとしている。

防衛力の具体的な体制

前述のとおり、新防衛大綱では「防衛力の役割」の項目において、事態ごとにその果たすべき役割・対応や自衛隊の体制の考え方などを包括的に明示することとしたものである。また、これらの役割を果たすための具体的な体制は別表において示されている。

(1) 陸上自衛隊

新体制においては、ゲリラや特殊部隊による攻撃、島嶼部に対する侵略、大規模・特殊災害などの新たな脅威や多様な事態へ実効的に対応できるよう、普通科部隊の強化などを行うこととしている。新防衛大綱の別表では陸自の部隊について、基幹となる部隊である平時地域配備する部隊、機動的に運用する部隊と地対空誘導弾部隊などについて示している。

【新たな安全保障環境に対応した作戦基本部隊の編成・配置】

平時に地域配備する部隊（師団、旅団といった作戦基本部隊）については、予測が困難で、迅速な対処を要する新たな脅威や多様な事態に実効的に対処するため、即応性や高い機動性を備えた部隊を全国に適切に配置することとし、わが国の国土の山脈、河川、海峡といった地理的特徴などに応じた14区画の各々に8個師団と6個旅団を配置することとしている。

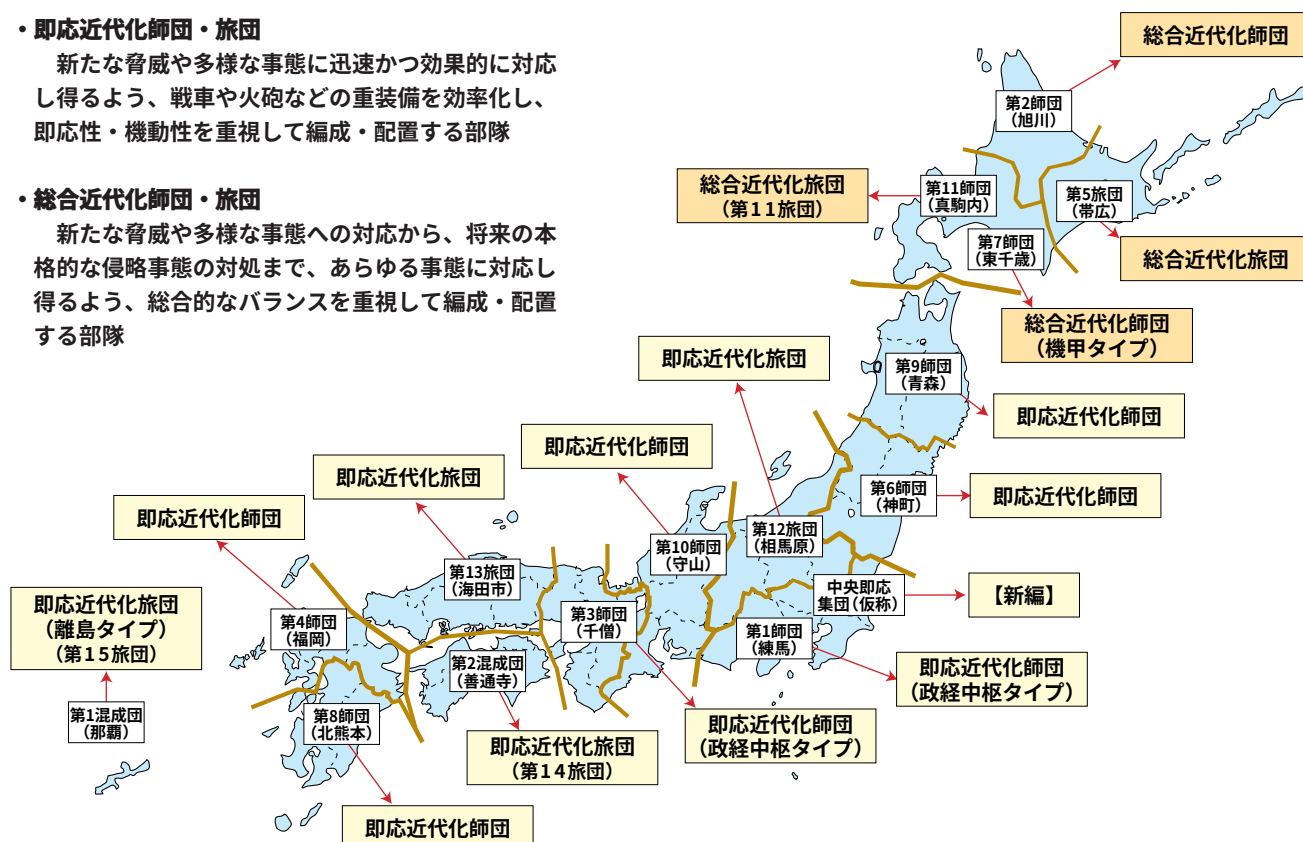
新防衛大綱における師団・旅団の配置及びその考え方

・即応近代化師団・旅団

新たな脅威や多様な事態に迅速かつ効果的に対応し得るよう、戦車や火砲などの重装備を効率化し、即応性・機動性を重視して編成・配置する部隊

・総合近代化師団・旅団

新たな脅威や多様な事態への対応から、将来の本格的な侵略事態の対処まで、あらゆる事態に対応し得るよう、総合的なバランスを重視して編成・配置する部隊



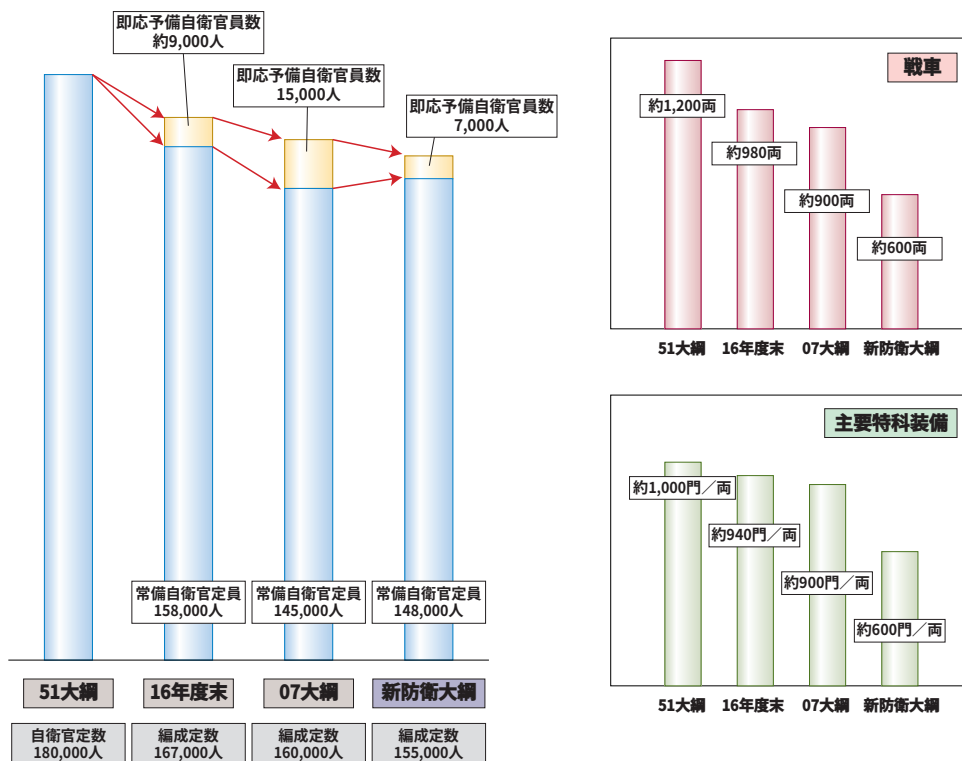
その際、本州以南については、重装備を効率化し、即応性・機動性を重視して編成した部隊（即応近代化部隊）を配置する一方、北海道には、その良好な訓練環境を考慮し、新たな脅威や多様な事態から本格的な侵略事態にも対応し得るように編成した部隊（総合近代化部隊）を配置し、必要な場合には本州以南に転用することとしている。

【人（マンパワー）の確保及び主要装備の効率化】

新防衛大綱において、陸自は、従来の対機甲戦を重視した整備構想を転換し、予測が困難なゲリラや特殊部隊による攻撃、島嶼部に対する侵略、大規模・特殊災害などの新たな脅威や多様な事態に迅速に対応し得よう全国に部隊を配置し、国際平和協力活動に実効的に対応する体制を構築することとしている。これに従い、陸上防衛力の基本的な枠組みを示す編成定数について、07大綱の16万人から新防衛大綱の15万5千人へと削減することとし、その内訳としては、招集して戦力化するのに一定の期間を要する即応予備自衛官の員数を1万5千人から7千人に減らす一方、常備自衛官の定員を07大綱の14万5千人から14万8千人に増やすことにより、実効的な対応を担保することとしている。

また、主要装備である戦車と特科装備（火砲など）については、前者については約900両から約600両に、後者については、約900門／両から約600門／両に削減する。

自衛官定員・戦車・主要特科装備の推移

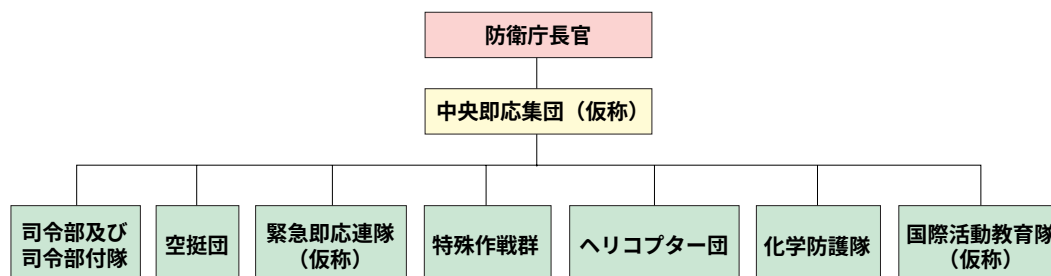


【中央即応集団（仮称）及び国際活動教育隊（仮称）の新編】

ゲリラや特殊部隊による攻撃などの各種の事態が発生した場合に事態の拡大防止などを図るため、機動運用部隊（ヘリコプター団、空挺団など）や各種専門部隊（特殊作戦群、化学防護隊など）を一元的に管理し、事態発生時に各地に迅速に戦力を提供する部隊として、中央即応集団（仮称）を新編する。

また、国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組んでいくため、陸自の部隊（先遣隊を含む。）を迅速に派遣して継続的に活動できるように国際活動教育隊（仮称）を新編する。国際活動教育隊は、師団や旅団などの国際平和協力活動の際に基幹となる要員に対して、平素から教育訓練を行うとともに、各部隊で実施する訓練の支援や国際平和協力活動に係わる教訓などを研究・蓄積して教育訓練に反映することとしている。また、陸自の部隊を国際平和協力活動に迅速に派遣するとの観点から国際活動教育隊は、即応性を重視して新編される組織である中央即応集団（仮称）の隷下に新編する。

中央即応集団（仮称）



(2) 海上自衛隊

新体制においては、基幹となる部隊である護衛艦部隊、潜水艦部隊、掃海部隊、哨戒機部隊などについて示している。

【より実効的に対応するための新たな編成の考え方】

新たな脅威や多様な事態への対応や国際平和協力活動に対し実効的かつ迅速に対応するため、今後は、主に部隊の練度管理を担う指揮官と主に高練度の部隊を指揮して事態対処などに当たる指揮官の任務を区分することにより、効果的に部隊を練成するとともに、作戦実施上の指揮の階層を減じ、指揮命令の迅速化を図るとの考えを導入する。

護衛艦部隊の場合を例として挙げれば、護衛艦隊司令官が全護衛艦の練度管理を一元的に行い、高練度の部隊を効率的に育成する。自衛艦隊司令官及び地方総監は提供を受けた高練度の部隊の指揮をとり、実効的かつ迅速に実任務に当たる。

【護衛艦部隊の体制】

護衛艦部隊については、限られた数の護衛艦を各種事態に即応できるよう護衛隊部隊を練度に応じて柔軟に編成し、効率的に運用することにより、事態に即応するとともに、任務が長期化した場合にも持続的に対応し得る体制とすることとしており、護衛艦の隻数は、07大綱の約50隻から47隻となる。

○ 機動運用部隊

効率的な対潜戦¹⁾が可能な護衛艦8隻による護衛隊群を基本単位として4個群を保有するとの従来の考えを転換し、弾道ミサイル攻撃への対応、武装工作船などへの対応、国際平和協力活動などを実効的に実施し得る4隻（護衛隊）を新たな基本単位とし、事態に即応し、持続的に対応し得る体制として8個隊を保有する²⁾。

なお、本格的侵略事態などに際しては、今後とも各種戦闘を効率的に実施するため、護衛艦8隻による護衛隊群により対処する場合もある。

○ 地域配備部隊

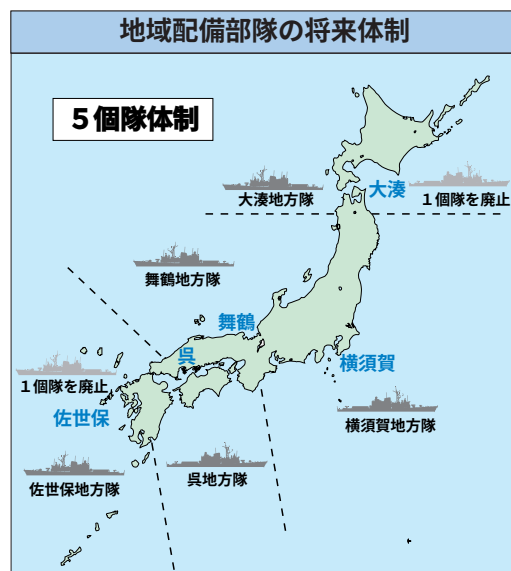
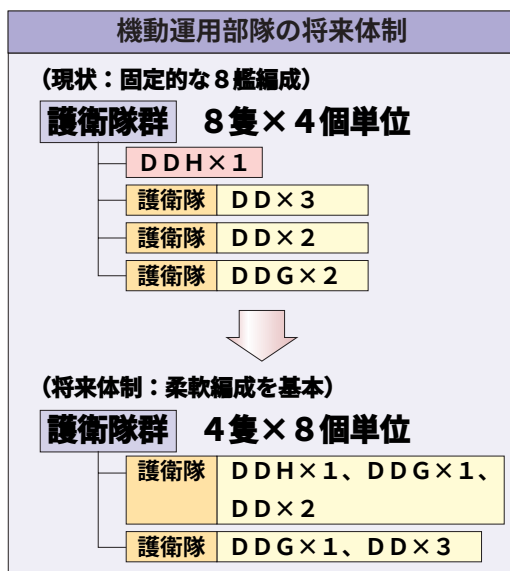
沿岸海域において平素から常統的な警戒監視を実施し、突発的事態が生じた場合に

1) 3章2節2（p192）参照

2) それぞれの護衛隊が想定される各種の事態に適切に対処し得るよう、隊の編成は艦種の組み合わせを考慮したものとする（ヘリコプター運用重視、弾道ミサイル対応重視など）こととしている。

初動対処するため、全国の沿岸海域を5個警備区に区分し、それぞれの地域特性を十分に把握した地方総監が、護衛艦隊司令官から提供された護衛艦を運用する。その際、従来の7個隊（5個警備区＋津軽・対馬海峡）の体制を転換し、現状の安全保障環境を踏まえ、5個警備区にそれぞれ1個隊を配備する体制とする。

護衛艦部隊の将来体制



【新たな脅威や多様な事態への対応を重視した潜水艦部隊の体制】

潜水艦部隊については、従来は必要な場合に主要3海峡における警戒、防備を実施し得る体制としていた。新防衛大綱においては、わが国周辺海域において、新たな脅威や多様な事態に係る兆候をいち早く察知し柔軟な対処を可能とするため、東シナ海と日本海の海上交通の要衝などに潜水艦を配備し得る体制とし、引き続き潜水艦16隻を保有する。

【作戦用航空機部隊の体制】

海上自衛隊（海自）の作戦用航空機については、新機種を導入や効率的な部隊の編成などにより、機数を前大綱の約170機から約150機へと効率化する。

○ 固定翼哨戒機部隊

固定翼哨戒機については、07大綱において、必要とする場合に、わが国周辺海域を少なくとも1日1回所要の哨戒を実施し得るため、80機が必要であるとしていた。新防衛大綱においては、平時における警戒監視や島嶼部に対する侵略への対応時における哨戒・警戒監視、国際平和協力活動などに必要な機数を算出し、所要数を総合的に勘案し、また、現有固定翼哨戒機（P-3C）に比べ飛行性能・哨戒能力の優れた次期固定翼哨戒機（P-X）を今後整備することを踏まえ、約70機の固定翼哨戒機を保有する。これに応じて、部隊の実効性を確保しつつ効率化を図った結果、従来の8個隊を4個隊に集約する。

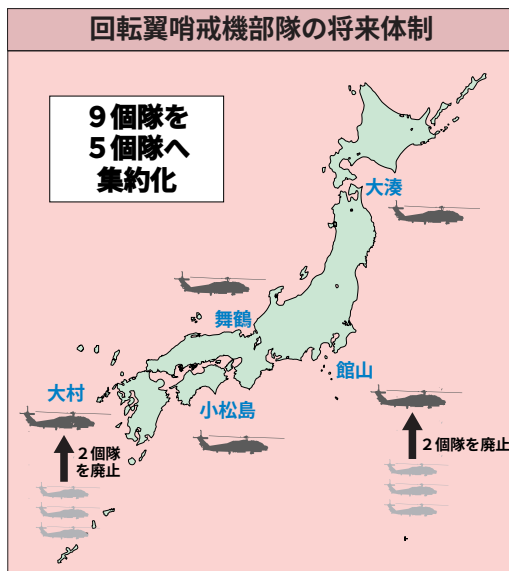
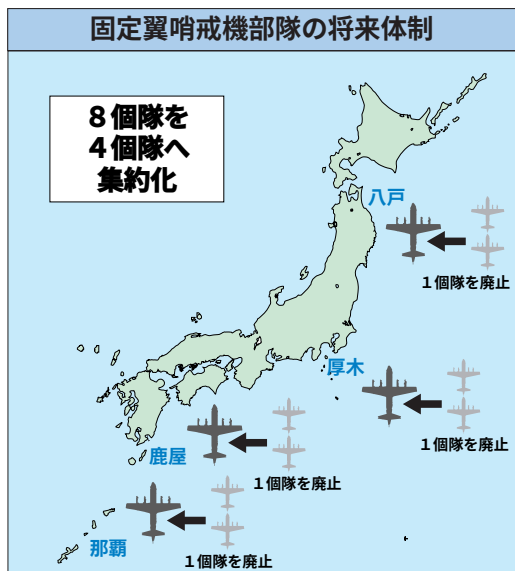
○ 回転翼機部隊

回転翼哨戒機については、従来、主要な港湾、海峡などの警戒と防備に当たる陸上回転翼哨戒機部隊5個隊、及び護衛艦隊の護衛艦に搭載して運用する艦載回転翼哨戒機部隊4個隊で編成されていた。新体制ではより効率的な運用を図る観点から、ヘリコプターを搭載できない地域配備部隊の護衛艦（DE）を搭載可能な護衛艦（DD）に逐次代替

更新を進めることとしており、部隊も艦載運用を基本とすることにより、5個隊に集約する³⁾。

このほか、回転翼掃海・輸送機については、約10機を保有することとしている。

哨戒機部隊の将来体制



3) 回転翼哨戒機については、07大綱においては、主要な港湾、海峡などの警戒及び防備に当たる陸上回転翼哨戒機約40機、護衛艦隊の護衛艦に搭載して運用する艦載回転翼哨戒機約50機を保有していたところ、新防衛大綱においては、艦載運用を基本として部隊を統合することにより、約70機の回転翼哨戒機を保有することとした。

(3) 航空自衛隊

新体制においては、従来からの、いわゆる冷戦型の対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、作戦用航空機の保有規模を見直す一方、領空侵犯などに対して即時適切な措置を講じる体制を保持しつつ、国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組むための態勢の整備などを行うこととしている。具体的には、戦闘機などの保有機数を削減するとともに、航空警戒管制部隊のうち警戒航空隊を2個飛行隊とする改編を行うとともに、空中給油・輸送部隊を新設することとしている。

戦闘機部隊の体制



【参考】緊急発進回数の推移

S 62	63	H 1	2	3	4	5	6	7	8
848	879	812	604	488	331	311	263	166	234
9	10	11	12	13	14	15	16		
160	220	154	155	151	188	158	141		

周辺国におけるF-15と同程度の能力を有する戦闘機

	1996	2000	2003
中国 Su-27,Su-30MKK	37	65	158
極東ロシア Su-27,Mig-29,31	125	100	222

Su-27



Su-30MKK



Mig-31



(同型機)

出典：ミリタリーバランスなど

4) 近年、要撃と支援の両任務を実効的に果たし得る戦闘機が登場し、今後は、戦闘機の柔軟な運用を確保するために、そうした戦闘機を取得していくことも予想されることから、新防衛大綱の別表上の要撃戦闘機部隊/支援戦闘機部隊の区分を廃止した。

【戦闘機部隊などの効率化】

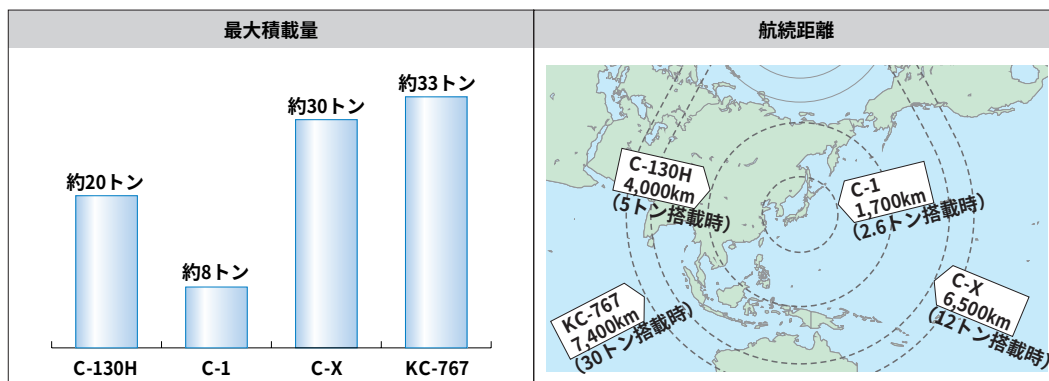
航空自衛隊（空自）の戦闘機部隊としては、領空侵犯などに対して即時適切な措置を講じるため、引き続き、12個飛行隊を保有することとしており、基本的には1個飛行隊の定数も維持することとしている。しかしながら、本格的な侵略事態生起の可能性が低下したことを踏まえた一部の飛行隊の体制の縮小、実験開発や整備員の養成で必要とされる戦闘機の数の見直しなどにより戦闘機の機数を約300機から約260機とした⁴。

戦闘機を含む作戦用航空機については、本格的な侵略事態生起の可能性が低下したことを踏まえた航空偵察部隊の規模縮小などにより、機数を約400機から約350機とした。

【輸送・展開能力の強化】

島嶼部に対する侵略に対し部隊を機動的に輸送するとともに、国際平和協力活動に適切に取り組むため、空中給油・輸送部隊を新設し、また、現有の輸送機（C-1）より輸送・飛行能力の優れた次期輸送機（C-X）を整備する。

輸送機部隊の将来体制



【航空警戒管制部隊の2個飛行隊化】

早期警戒機（E-2C）は三沢基地に配備され、早期警戒管制機（E-767）は浜松基地に配備されているが、主たる機能が異なるE-2CとE-767の部隊を一つの飛行隊で運用するには限界があり、部隊の指揮や人事管理上の不具合を解消する必要があることから、機数及び部隊の規模は変えることなく、警戒航空隊内の組織をE-2Cを運用する飛行隊と、E-767を運用する飛行隊に改編することとした。

（4）弾道ミサイル防衛（BMD）にも使用し得る主要装備・基幹部隊

新防衛大綱の別表においては、「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」を海自の主要装備又は空自の基幹部隊の内数として記載している。その具体的な体制は、主要装備として、イージス・システム搭載護衛艦（イージス艦）4隻、基幹部隊として、航空警戒管制部隊の7個警戒群と4個警戒隊、地対空誘導弾部隊の3個高射群としている。

新防衛大綱においては、わが国の防衛力が果たすべき役割と、そのための自衛隊の体制について、弾道ミサイル攻撃への対応やゲリラ・特殊部隊による攻撃、島嶼部に対する侵略などへの対応など、多様な役割を果たし得るようにしている。その中でもBMDについては、その具体的な体制を可能な限り明らかなものとし、透明性を確保することにより、国内外に対して、理解を得ていくことが重要であると判断したことから、今般、特にBMDシステムの具体的な体制について、大綱の別表に記載することとしたものである。

大綱別表の比較

区 分		51 大 綱	07 大 綱	新防衛大綱
陸上自衛隊	編成定数	18万人	16万人	15万5,000人
	常備自衛官定員		14万5,000人	14万8,000人
	即応予備自衛官数		1万5,000人	7,000人
	平時地域に配備する部隊	12個師団	8個師団 6個旅団	8個師団 6個旅団
	機動運用部隊	2個混成団		
海上自衛隊	1個機甲師団	1個機甲師団	1個機甲師団	1個機甲師団
	1個空挺団	1個空挺団	1個空挺団	中央即応集団
	1個ヘリコプター団	1個ヘリコプター団	1個ヘリコプター団	
	8個高射特科群	8個高射特科群	8個高射特科群	8個高射特科群
航空自衛隊	戦車	—	約900両	約600両
	主要特科装備	—	約900門／両	約600門／両
	護衛艦部隊（機動運用）	4個護衛隊群	4個護衛隊群	4個護衛隊群（8個隊）
	護衛艦部隊（地域配備）	（地方隊）10個隊	（地方隊）7個隊	5個隊
弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊	潜水艦部隊	6個隊	6個隊	4個隊
	掃海部隊	2個掃海隊群	1個掃海隊群	1個掃海隊群
	哨戒機部隊	（陸上）16個隊	（陸上）13個隊	9個隊
	護衛艦	約60隻	約50隻	47隻
航空自衛隊	潜水艦	16隻	16隻	16隻
	作戦用航空機	約220機	約170機	約150機
	航空警戒管制部隊	28個警戒群	8個警戒群	8個警戒群
	戦闘機部隊	—	20個警戒隊	20個警戒隊
弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊	要撃戦闘機部隊	10個飛行隊	1個飛行隊	1個警戒航空隊（2個飛行隊）
	支援戦闘機部隊	3個飛行隊	9個飛行隊	12個飛行隊
	航空偵察部隊	1個飛行隊	3個飛行隊	—
	航空輸送部隊	3個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊
弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊	空中給油・輸送部隊	—	3個飛行隊	3個飛行隊
	地対空誘導弾部隊	6個高射群	6個高射群	1個飛行隊
	作戦用航空機	約430機	約400機	3個飛行隊
	うち戦闘機	約350機	約300機	1個飛行隊
弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊	イージス・システム搭載護衛艦	—	—	約350機
	航空警戒管制部隊	—	—	約260機
	地対空誘導弾部隊	—	—	4隻
		—	—	7個警戒群
弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊		—	—	4個警戒隊
		—	—	3個高射群
		—	—	
		—	—	

【イージス・システム搭載護衛艦（イージス艦）】

BMDにも使用し得るイージス艦については、わが国に飛来する弾道ミサイルを迎撃するための主要装備として、現有のイージス艦4隻の能力向上を行うこととしている。

【航空警戒管制部隊】

BMDにも使用し得る航空警戒管制部隊については、新たな警戒管制レーダー（開発名：FPS-XX）の整備や既存のレーダー（FPS-3改）の能力向上を行うこととしており、8個警戒群・20個警戒隊のうち、7個警戒群・4個警戒隊に対し、わが国に飛来する弾道ミサイルを探知、追尾するためのセンサー（FPS-XX又はFPS-3改の能力向上型）を配

備することとしている。

【地対空誘導弾部隊】

BMDにも使用し得る地対空誘導弾部隊については、わが国に飛来する弾道ミサイルを迎撃するための基幹部隊として、空自の地対空誘導弾（ペトリオット）の能力向上を行うこととしている。

新防衛大綱においては、能力向上を図る基幹部隊3個高射群（12個高射隊分）を記載しているが、その他、計画上、基幹部隊以外の教育所要などとして4個高射隊分と定期修理予備として2個高射隊分の能力向上を図ることとしている。

留意事項

新防衛大綱においては、防衛力の整備、維持及び運用に際して、次の点に留意してこれを行うものとしている。

(1) 財政事情、装備品等の取得、防衛施設の維持・運用

格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、一層の効率化、合理化を図り、経費を抑制するとともに、国の他の諸施策との調和を図りつつ防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得るようにする必要がある。

また、装備品などの取得に当たっては、その調達価格を含むライフサイクルコスト⁵⁾の抑制に向けた取組を推進するとともに、研究開発について、産学官の優れた技術の積極的導入や重点的な資源配分、適時適切な研究開発プロジェクトの見直しなどにより、その効果的かつ効率的な実施を図ることとしている。また、わが国の安全保障上不可欠な中核技術分野を中心に、限られた資源をその分野に重点的に配分（選択と集中）し、真に必要な防衛生産・技術基盤の確立に努めることが必要である。

さらに、防衛施設の効率的な維持及び整備を推進するため、関係地方公共団体との緊密な協力の下、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施することとしている。

(2) 防衛力の目標の達成時期とその見直し

新防衛大綱については、その特徴の1つとして、具体的な防衛力の目標の達成時期をより明確に示すことが重要との考えから、防衛力のあり方についておおむね10年後までを念頭に置くと明示された点が挙げられる。

51大綱や07大綱においては、閣議決定された別表自体には達成すべき時期が明示されていないが、新防衛大綱においては、わが国の防衛力のあり方について可能な限り具体的に国民に示す必要があるとの考え方から、新防衛大綱においては、目標水準のみならず、その達成時期を示したものである。

また、防衛力のあり方については、変化し続ける安全保障環境や技術的動向などを踏まえ、定期的に見直しを行うことが望ましい。こうした考え方の下、新防衛大綱においては、5年後又は情勢に重要な変化が生じた場合に、その時点における安全保障環境、技術水準の動向などを勘案し検討の上、必要な修正を行うこととした。

⁵⁾ 調達から廃棄までの間にかかる総費用

6 武器輸出三原則等

新防衛大綱の策定の際に発出された官房長官談話¹⁾の中では、武器輸出管理に関する事項について言及している。

今回の官房長官談話は、国際的に弾道ミサイルの拡散が進展する中で、BMDシステムに関する案件については、日米安保体制の効果的な運用に寄与し、わが国の安全保障に資するものであることから、現在実施している日米の共同技術研究の進捗状況も踏まえ、共同で開発・生産を行うこととなった場合には、厳格な輸出管理を行うという前提で武器輸出三原則等によらないこととされた。

また、併せて、新防衛大綱策定の過程で問題提起があった米国との共同開発・生産案件やテロ・海賊対策支援などに資する案件については、個別の案件ごとに検討の上、結論を得ることとされた。

なお、武器の輸出管理については、武器輸出三原則等によって立つ平和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対処するとの方針を堅持していくこととしており、この旨は今回の官房長官談話の中でも明らかにしている。

1) 資料15 (p363) 参照